

キャリア形成プログラム【新プログラム】

(平成30年3月30日策定 令和2年1月20日改正 令和2年3月31日改正)

- 1 就業義務年限
貸与期間の1.5倍
- 2 医師の確保を特に図るべき区域等※での就業期間
「3 配置方針」記載の地域A群、地域B群での勤務期間
※ 医師少数区域（山武長生夷隅保健医療圏）並びに地域医療の確保及び修学資金受給者のキャリア形成支援の観点から医師の派遣が必要と認められる保健医療圏（東葛南部、東葛北部、印旛、香取海浜、安房、君津、市原保健医療圏）。ただし、医療計画の改定に伴い変更となる場合があります。

3 配置方針 (1) 6年貸与の場合

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
臨床研修病院群		地域A群、地域B群、県内病院群のいずれかで7年 ただし、地域A群又は地域B群で通算4年以上、うち地域A群で通算2年以上勤務						

(2) 5年貸与の場合

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	7.5年目
臨床研修病院群		地域A群、地域B群、県内病院群のいずれかで5年6月 ただし、地域A群又は地域B群で通算3年6月以上、うち地域A群で通算2年以上勤務					

(3) 4年貸与の場合

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
臨床研修病院群		地域A群、地域B群、県内病院群のいずれかで4年 ただし、地域A群又は地域B群で通算3年以上、うち地域A群で通算2年以上勤務			

<医療機関群>

医療機関群	カテゴリー
臨床研修病院群	県内の臨床研修病院
地域A群	①医師少数区域における病院、有床診療所及び専門研修プログラムの研修施設の無床診療所 ②医師の確保を特に図るべき区域等において優先的な配置が必要な病院
地域B群	①医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な自治体病院 ②医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な地域医療支援病院 ③医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な専門研修プログラムの研修施設の病院（専攻医等の勤務に限定） ④医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な専門研修プログラムの基幹施設の診療所（専攻医等の勤務に限定）
県内病院群	①県内の病院（地域A群又は地域B群の病院を除く） ②地域B群の④以外の県内の専門研修プログラムの基幹施設の診療所（専攻医等としての勤務に限定）

※ 地域B群の④及び県内病院群の②については、当該診療所が策定した診療科別コースを選択し、選択した診療科別コースに基づき作成したキャリア形成プランに沿って当該診療所に勤務した場合に限り、その勤務期間を就業義務年限に算定します。

※ 医療機関群については、臨床研修病院の新規指定・指定取消などにより、今後変更となる場合があります。なお、変更により外れた対象医療機関での勤務実績がある場合、その勤務期間を就業義務年限に算定します。

4 取得可能な専門医等の資格

一般社団法人日本専門医機構による専門研修の基本領域の専門医資格（1 領域）が取得可能

5 猶予期間（配慮事項）

(1) 4年（県外での研修、大学院、留学等、事由を問わない）

(2) 正当な事由があると知事が認める場合、知事が正当な事由があると認める期間を加算

【正当な事由があると認める場合】

ア 災害、疾病、負傷、出産、育児の場合

イ ① 新専門医制度における専門医を取得する場合

義務年限※内に、義務履行を果たすと、新専門医制度における基本領域（1 領域）の専門医を取得することが研修期間等から不可能である場合。ただし、基幹施設が県内の医療機関の場合に限ることとし、研修期間は領域別の専門医取得に必要な最低限の期間とする。

② 従来の学会認定の専門医を取得する場合

義務年限※内に、義務履行を果たすと、専門医（1つ）を取得することが研修期間等から不可能である場合。ただし、県内の医療機関に限ることとし、研修期間は、新専門医制度における専門医の中で、当該専門医に相当する領域の専門医取得に必要な最低限の期間とする。

※義務年限＝修学資金の貸付期間の1.5倍の期間。（6年間貸付の場合9年間）

【正当な事由があると認める期間】

ア 勤務先等において休業として認められた期間

イ 新専門医制度における基本領域（1 領域）の専門医を取得するのに不足する期間

※ 正当な理由がある期間が1月未満の場合を除く

※ 加算を行う場合は日単位とし、加算対象の「特定病院等において医師の業務に従事することができない期間」のうち義務履行に算定される期間は加算日数から除く